

コロナに負けん！ チーム佐川支えあい基金

(R02.09.30まで)

ご寄付お待ちしております



【趣旨】

新型コロナウイルス感染防止策や緊急事態宣言による社会活動の縮小により、経済的に苦境に立たされている方や事業者も増えてきました。

また一方で、このコロナ禍を憂い「困っている方の力になりたい」と感じている方もいらっしゃると思います。

佐川町社会福祉協議会では、行政と商工会と連携し、温かいお気持ちと困っている方を繋ぐための、「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」を創設することになりました。当基金には佐川町からも拠出金をいただき、影響のある事業者と世帯への支援を行います。

多くの方が大変な時期ではありますが、趣旨にご賛同いただける方は、ぜひ善意をお寄せいただきたいと思います。

困難に立ち向かえる勇気を！

コロナが終息した時、前に進める力を！

【ご寄付の方法】

◆下記のいずれかの窓口でお申し出ください。

- ① 佐川町社会福祉協議会窓口（8:30-17:15・月～金 ※祝祭日除く）
- ② 役場会計課（8:30-17:15・月～金 ※祝祭日除く）
- ③ 町内の金融機関での振込（詳細は裏面をご覧ください）

◆寄付申込書のご記入をお願いします。（匿名希望の場合もお願いします。）

- ・情報公開同意や、（③のみ：領収証のご希望）もご記入下さい。
- ・①②の場合は即日領収証をお渡しいたします。

【所得控除のお知らせ】

当会への寄付は確定申告時に領収証を貼付することにより、所得税（国税）の寄附金控除と住民税（個人町県民税）の寄附金税額控除の両方の適用を受けることができます。

【基金による支援内容】

※事業者向け	売上減少30%～50%未満減少事業者	10万円
	月300万円以上減少事業所（要審査）	最大 50万円
	社会生活を支える特定の事業	10万円
※世帯向け	コロナ緊急貸付決定世帯	3万円

* 事業者向けと世帯向けのいずれかになります。
* 事業者向けは役場産業振興課「事業者給付金相談窓口」22-7708へお問い合わせください。
* 世帯向けは社会福祉協議会へお問い合わせください。

【お問い合わせ】

社会福祉法人佐川町社会福祉協議会

〒789-1202高知県高岡郡佐川町乙2310

TEL 0889-22-1510 FAX 0889-22-5621

✉info@sakawa-shakyo.jp <https://sakawa-shakyo.jp>

ご寄付受付窓口について

寄付
の
受付
窓口

佐川町役場	佐川町甲 1 6 5 0 - 2 会計課	営業時間 月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5		
佐川町 社会福祉協議会	佐川町乙 2 3 1 0 佐川町健康福祉センターかわせみ内	営業時間 月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5		
金融 機関	金融機関	口座名義	口座番号	営業時間等
	四国銀行佐川支店	社会福祉法人佐川町社会福祉協議会 会長 秋沢徳久	5132659	月曜日～金曜日 9:00～11:30・12:30～15:00 ※四国銀行佐川支店窓口での振込は手数料免除
	高知銀行佐川支店	社会福祉法人佐川町社会福祉協議会 会長 秋沢徳久	3035865	月曜日～金曜日 9 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 ※高知銀行佐川支店窓口での振込は手数料免除
	高知信用金庫佐川支店	(福) 佐川町社会福祉協議会	0111567	月曜日～金曜日 9:00～11:30・12:30～15:00 ※高知信用金庫全店窓口・ATMでの振込は手数料免除
	高知県農業協同組合 佐川支所・斗賀野支所	社会福祉法人佐川町社会福祉協議会 会長 秋沢徳久	0045885	月曜日～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 5 : 0 0 ※ＪＡ高知県 佐川・斗賀野支所窓口での振込は手数料免除
	ATMでの振り込みをいただく場合も、窓口で寄付申込書をご記入をお願いします。 ※営業時間外で記入できない場合は社会福祉協議会までご連絡をお願いします。 振込み手数料については、上記に免除記載がない場合は手数料が必要になりますのでご了承ください。			

Q&A

コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金

Q	A
寄付の流れを教えてください。	①【寄付金の流れ】 寄付者様 → 受付窓口 → 社協基金 → 給付 事業所・世帯から申請 → 条件合致 
寄付の額は決められていますか。	・寄付額は任意です。上限も下限もありませんので、お構いなしの額でお願いします。
寄付はどこでできますか。	・役場会計課、社協窓口、町内金融機関です。それぞれの窓口でお申し出いただき必要な書類をご記入の上ご寄付ください。 ・金融機関でお振込みをされる際は窓口で寄付申込書を備えています。窓口でご記入をお願いいたします。匿名寄付の場合もご記入をお願いします。＊営業日・時間はチラシのとおりです。
どのような手続きが必要ですか。	・原則、寄付申込書をご記入いただきます。
寄付者の名前は公表されますか。	・感謝の意味と広くご協力をいただいていることを周知するため、社会福祉協議会広報誌「えがお」（偶数月発行）と社協ホームページで公表させていただきます。
匿名で寄付できますか。	・ご希望の場合は匿名でも受け付けさせていただきます。 ・寄付申込書の情報公開同意に匿名希望欄がありますのでチェックをお願いします。
寄付したいが、窓口までいけません。	・当会からご寄付をお預かりにお伺いします。
領収証はもらえますか。	・役場会計課、社協窓口ではその場でお渡しします。 ・金融機関でご寄付いただきました場合は、入金確認後、寄付申込書のご住所へご送付します。
寄付の使われ方は決まっていますか。	・行政、商工会、社協の3者で運営委員会を設置し、給付対象、給付額、手続き方法を決定します。 5/18運営委員会で下記の内容に決定しました。
どのような事業者に支援されますか。	A 事業の継続を支援する給付金 ①前年同月比で30%～50%未満の減少事業者 1事業者につき10万円 ②ひと月の売り上げが概ね300万円以上減少している事業者1事業者 50万円を上限に基金が定める額 B 感染拡大防止の取り組みを支援する給付金 社会生活を支える事業で3密を避けることが困難な事業者で感染拡大申しや営業時間の短縮、施設の消毒などを行っている次の事業者 飲食店営業、喫茶店営業、旅館業、生活衛生業（理美容）、施術所（あん摩等）、旅客自動車運送事業、介護サービス事業、障害福祉サービス事業、保育事業、医療事業、エステティック業など）
どのような世帯に支援されますか。	社会福祉協議会窓口で受付をしています生活福祉資金コロナ緊急小口資金の貸し付けが決定した方に、3万円の生活支援金を支給します。